

敬老記念品等配布のお知らせ



▲昨年の敬老記念品等配布の様子

3年度敬老会は、新型コロナウイルス感染拡大防止と敬老者の皆さんの健康と安全の確保を第一に考え、式典の開催を中止します。

なお、敬老記念品、米寿賀寿・記念品、敬老祝金は、次のとおり贈呈します。

●敬老記念品、米寿賀寿・記念品

記念品贈呈の案内を9月上旬に郵送します。詳しい内容は案内状をご確認ください。

【敬老記念品】

対象：昭和22年4月1日以前に生まれた方

【米寿賀寿・記念品】

対象：昭和8年4月2日～9年4月1日生まれの方

●敬老祝金

口座振り込みで支給します。対象者には「口座振込通知書」を8月中旬に郵送します。

対象は1年以上、市に住所を有する次の方々です。

◆3万円

対象：昭和8年4月2日～9年4月1日生まれの方

◆2万円

対象：昭和16年4月2日～17年4月1日生まれの方

◆1万円

対象：昭和21年4月2日～22年4月1日生まれの方

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局

災害時避難行動要支援者避難支援事業 避難行動要支援者名簿に登録しましょう

市では、大規模災害の発生時に、身体が不自由などの理由で自力または家族の支援だけでは避難することが困難な方や不安のある方の避難行動の支援のため、要支援者の情報が記載された「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

また、名簿対象者のうち、地域の避難支援関係者（民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団、関係機関など）に名簿を提供することに同意された方について、情報を共有し、平常時から見守り支援を行います。

災害発生時の避難行動に不安があり、自身の情報を地域の支援者に提供することを希望する方は、避難支援プラン同意確認書（個別計画）を提出してください。

ただし、この制度は災害時の支援を必ずしも保証するものではありません。

●登録内容

避難行動要支援者名簿には、次の内容を登録します。

1. 要支援者の要件区分
2. 住所（行政区）
3. 氏名
4. 性別
5. 生年月日
6. 電話番号
7. 緊急連絡先

※登録情報は、災害時の緊急対策や日常生活の見守り支援にのみ使用し、それ以外の用途に使用することはありません。

●登録・相談窓口

市では、対象者へ個別に「避難支援プラン同意確認書（個別計画）」を郵送しています。名簿への登録に同意する方は必要事項を記入し、提出してください。

登録対象者

- 概ね70歳以上の一人暮らしの方と高齢者のみの世帯の方（同居家族がいる場合でも、時間帯によって1人となる高齢者を含む）
- 介護保険認定（要介護度3～5）を受けている方
- 身体障害者手帳1級または2級の第1種を持っている方（心臓、じん臓機能障害のみでの該当者は除く）
- 療育手帳Aを持っている方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている単身世帯の方
- 市の生活支援を受けている難病患者
- 他市町村から田村市に避難している要支援者
- 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する方

個別の通知がない方で名簿への登録を希望する方は、高齢福祉課または各行政局で「避難支援プラン同意確認書（個別計画）」を配布します。

詳しい内容は、ご相談ください。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局
市ホームページはコチラ▶▶▶



選挙を身近に感じる絶好のチャンス！ 選挙の投票立会人を募集します



市選挙管理委員会では、各種選挙の投票所で公正に投票が行われるよう立ち会っていただく「投票立会人」を募集しています。

- 応募資格 ①満18歳以上で選挙権を有している方
②明るい選挙の推進に理解のある方

●業務内容

投票所・期日前投票所で、投票が正しく行われているかの立会業務 ※選挙の知識や経験は問いません。

●募集期間 随時受け付けを行っています。

●場所・時間・報酬など

区分	期日前投票所			当日投票所
会場	田村市役所	各行政局	船引地区 各出張所	市内22カ所
時間	午前8時30分～午後8時	午前8時30分～午後7時	午前8時30分～午後5時	午前7時～午後6時
報酬額	日額9,600円			日額10,900円
募集人数	各期日前投票所1日あたり2人			各投票所2人

※時間、報酬額などは、変更になる場合があります。
※当日投票所の場合は、ご自身が登録されている投票区の投票所で立ち合いいただきます。

●申込方法

選挙管理委員会事務局、各行政局または各出張所へ電話でお申し込みください。

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

●その他

- ・登録された方には、選挙の都度、投票立会人をお願いできるか電話で確認いたします。
- ・立会日は、選挙日程決定後に調整します。
- ・応募者多数の場合は、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

詳しい内容は、選挙管理委員会事務局または各行政局へお問い合わせください。

☎選挙管理委員会事務局 ☎82-1113
各行政局

こちらは、防災たむら市広報です！ 防災行政無線戸別受信機の設置はお済みですか？



防災行政無線の戸別受信機を各世帯へ1台、無償で貸し出しています。

防災行政無線では、定時放送のほかに、大雨や地震、火災などから命を守るための緊急放送や市内で発生した事件・事故などへの注意喚起を行っています。

市からの情報をいち早く入手できるツールの一つです。まだ設置されていない方は、この機会にお申し込みください。

●対象世帯

- 市内に居住する世帯
- ・1世帯に1台設置ですが、世帯が同じでも住居が異なる場合は、追加で設置することができます。
- ・アパートや集合住宅の入居者は、アンテナ工事が必要となる場合があるため、必ず所有者（賃貸人・大家）と相談してください。

●設置費用

設置の費用は、市が負担します。業者が工事代金などを請求することは一切ありません。

●申込方法

生活環境課へ電話でお申し込みください。

戸別受信機の調子がおかしいときは…

●音がかすれる

本体の右側にある電源スイッチを入れなおしてください。放送チャンネルが自動検索され、受信ランプが赤色に点滅します。放送を受信するとランプが消えますが、失敗した場合はランプが赤色に点灯し、2度ブザーが鳴ります。繰り返し行っても受信しない場合は、お問い合わせください。

●乾電池を交換したい

放送の終了後に乾電池交換のメッセージが流れる場合は、ふたの「開く」の部分強く押し込みながら下方向にスライドして乾電池を交換してください。

●過去の放送が流れる

留守録機能が設定されている可能性があります。必要がなければ「録音ボタン」を長押しして留守録機能を解除してください。また、「録音ボタン」と「再生ボタン」を同時に長押しすると、録音メッセージの消去が可能です。

不明な点や詳しい内容は、生活環境課へお問い合わせください。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272